

群馬県及び埼玉県中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会の書面開催について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく群馬県及び埼玉県中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第5条第14項及び第5条第16項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の3日前（7月11日・火曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 協議開始日 平成29年7月14日（金）
2. 協議方法 書面協議
3. 予定している議題 (1) フォローアップ通達に基づく活性化事業に係る調査の公表について
(2) フォローアップ通達に基づく活性化事業に係る調査項目における目標の設定について

本件に関する
問い合わせ先

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人群馬県タクシー協会
担当：小島、山口
電話：027-261-2071

群馬県東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の書面開催について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく群馬県東毛交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第5条第14項及び第5条第16項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の3日前（7月11日・火曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 協議開始日 平成29年7月14日（金）
2. 協議方法 書面協議
3. 予定している議題 (1) フォローアップ通達に基づく活性化事業に係る調査の公表について
(2) フォローアップ通達に基づく活性化事業に係る調査項目における目標の設定について

本件に関する
問い合わせ先

東毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人群馬県タクシー協会
担当：小島、山口
電話：027-261-2071